

## 事業系廃棄物の処理方法

---

### 《産業廃棄物の処理》

産業廃棄物に該当する20種類の廃棄物については、その種別ごとに許可を持った専門業者へ依頼するなどして適正に処理をお願いします。(にしはりまクリーンセンターでは受入れできませんのでご注意ください。)

なお、産業廃棄物処理(収集運搬及び処分)を業者委託する場合には、県知事の許可を受けた業者と契約する必要があります。業者に依頼すると、契約に基づき費用が必要となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- ・兵庫県西播磨県民局環境課 TEL 0791-58-2137
- ・財団法人兵庫県産業廃棄物協会 TEL 078-371-3177

### 《事業系一般廃棄物の処理》

産業廃棄物に該当しない廃棄物は、にしはりまクリーンセンターでの受入れが可能ですので、にしはりまクリーンセンターが定める区分の分別を行い、下記の方法で処理してください。

ただし、事業系一般廃棄物であってもリサイクル関連の法律等でリサイクルが義務付けられた特定家電品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)やパソコン、また、タイヤやバッテリーなどの処理困難物については、にしはりまクリーンセンターで受入れすることができませんのでご注意ください。

#### ◎事業系一般廃棄物の受入基準

- (1) 政令第2条に該当しないもの(指定業種以外から排出された廃棄物)
- (2) 事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状の「可燃ごみ」
- (3) 事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状の「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」

#### ◎資源ごみとしての受入基準

- (1) 家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等の処理を行った「資源ごみ」

※事業者が直接施設に持ち込む場合は、1回2トン以下とする。

※搬入時には適宜展開検査を実施するなど、内容物の確認に努めるものとする。

※止むを得ず「資源ごみ」とその他のごみを混載する場合は、それぞれの品目を容易に計量できる状態で搬入すること。

### 【事業者自らがにしはりまクリーンセンターへ直接搬入する場合】

必ず事前予約(Tel 0790-79-8550)を行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(細分化された品目ごとに)に分別して搬入してください。

なお、町指定のごみ袋やシールを使用する必要はありませんが、にしはりまクリーンセンターで下記の処理手数料を納付する必要があります。

※可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ・・・100円/10kg(一の位を四捨五入し10kg単位止め、ただし、10kg未満は10kgとみなす)

※資源ごみ(細分化された品目ごとに分別する必要あり)・・・無料

無料になるものは、基準どおり分別されたものに限りです。くわしくは、各家庭に既に配布された「家庭ごみの分け方出し方ガイドブック」をご覧ください。(ガイドブックは、佐用町ホームページからも確認することができます。)

### 【収集運搬許可業者へ委託する場合】

事業系一般廃棄物の収集運搬を業者委託する場合は、町町長の許可を受けた業者と契約する必要があります。(業者に依頼すると、契約に基づく費用が必要となります。)なお、許可業者については佐用町ホームページをご覧ください。

### **《再生処理に供するもののリサイクル処理》**

廃棄物区分（産業廃棄物、事業系一般廃棄物）に関係なく、「金属くず」「ガラスくず」「紙くず」「繊維くず」は再生利用に供する場合、専門業者によるリサイクル処理もできます。詳しくは、お近くの専門業者までお問い合わせください。